三　単体レバレッジ比率（第十一項に規定する単体レバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分	命令
レバレッジ非対象区分	単体レバレッジ比率が最低単体レバレッジ比率以上である場合	
レバレッジ第一区分	単体レバレッジ比率が最低単体レバレッジ比率の二分の一の比率以上最低単体レバレッジ比率未満である場合	［略］
レバレッジ第二区分	単体レバレッジ比率が最低単体レバレッジ比率の四分の一の比率以上最低単体レバレッジ比率の二分の一の比率未満である場合	［略］
レバレッジ第二区分の二	単体レバレッジ比率が〇パーセント以上最低単体レバレッジ比率の四分の一の比率未満である場合	［略］
［略］		

四　単体レバレッジ・バッファー比率（第十三項に規定する単体レバレッジ・バッファー比率をいう。第五条において同じ。）を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分	命令
レバレッジ・バッファー非対象区分	単体レバレッジ・バッファー比率が最低単体レバレッジ・バッファー比率以上である場合	
レバレッジ・バッファー第一区分	単体レバレッジ・バッファー比率が最低単体レバレッジ・バッファー比率の四分の三の比率以上最低単体レバレッジ・バッファー比率未満である場合	外部流出制限計画（外部流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の六十パーセントの額から、その事業年度において既に支出した外部流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として外部流出額を制限する内容をいう。）を含む単体レバレッジ・バッファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令

三　単体レバレッジ比率（第十二項に規定する単体レバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分	命令
レバレッジ非対象区分	単体レバレッジ比率が三パーセント以上である場合	
レバレッジ第一区分	単体レバレッジ比率が一・五パーセント以上三パーセント未満である場合	［同上］
レバレッジ第二区分	単体レバレッジ比率が〇・七五パーセント以上一・五パーセント未満である場合	［同上］
レバレッジ第二区分の二	単体レバレッジ比率が〇パーセント以上〇・七五パーセント未満である場合	［同上］
［同上］		

［号を加える。］